

高知県木材安定供給推進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県木材安定供給推進事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的及び補助対象事業)

第2条 県は、地域材の競争力強化のため、製材工場等の供給力・体質強化を図るうえで不可欠な木材の安定供給、森林資源を循環利用し、林業成長産業化に向けた森林の経営・管理の集積・集約化その他生産コストの削減、木材需要に応じた生産活動等に取り組む別表第1に定める事業実施主体（以下「補助事業者」という。）に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助対象経費及び補助率)

第3条 前条に規定する補助対象事業（以下「補助事業」という。）の補助対象経費及び補助率は、別表第1に定めるとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第4条 規則第3条第1項及び第2項の補助金等交付申請書及び関係書類の様式は、別記第1号様式によるものとし、1部を知事に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の規定による書類の提出に当たって、事業実施主体について補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。
- 3 補助事業者は、第1項の規定による書類の提出に当たって、県税の納税証明書（全税目のもの）により県税の滞納がないことを証明する書類又は県税完納情報の提供に係る同意書（税務課が別に定める「県税完納情報提供事務処理要領」における第4号様式）及び本人確認書類の写し（補助事業者又は補助事業者の委任を受けた取扱機関が個人の場合は、マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証の写し等。補助事業者又は補助事業者の委任を受けた取扱機関が法人の場合は、法人代表者のマイナンバーカード、運転免許証、健康保険証の写し等。ただし、マイナンバーカードは表面のみコピー（裏面はマイナンバーの表示があるため、提出は不可とする。）、健康保険証の保険者番号及び被保険者等記号・番号並びに運転免許証の運転免許番号及び顔写真は復元できない程度にマスキング処理を施す等すること。）を提出しなければならない。ただし、県税の納税義務がない場合は、本人からの申立書を提出するものとする。
- 4 補助事業者は、第1項の規定による書類の提出に当たって、誓約書兼同意書により県に対する税外未収金債務の滞納がないことを証明しなければならない。
- 5 補助事業者は、補助金の交付に当たっては、間接補助事業者に対して県税及び県に対する税外未収金債務の滞納がないことを確認しなければならない。

(補助金の交付の条件)

第5条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 合板・製材・集成材国際競争力強化・輸出促進対策交付金等交付要綱、国際競争力・木材供給基盤強化対策実施要領、森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等交付等要綱、林業・木材産業循環成長対策交付金実施要領、高知県木材安定供給推進事業費補助金交付要綱、高知県木材安定供給推進事業実施要領等補助金に係る法令、規則、交付要綱、実施要領等の規定を遵守すること。

- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、知事の承認を受けなければならないこと。
- (3) 補助事業が予定期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならないこと。
- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に沿ってその効率的な運営を図ること。
- (5) 補助事業により設置した施設等については、転用制限期間（別表第3に定める期間をいう。以下同じ。）において、知事の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。この場合において、処分制限期間（林業成長産業化総合対策補助金等交付要綱（平成30年3月30日29林政政第893号農林水産事務次官依命通知）第17の2に規定する期間をいう。以下同じ。）内に知事の承認を受けて当該財産を処分したことにより収入があったときは、当該収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産が処分制限期間及び転用制限期間内に補助金の交付の目的を達することができなくなった場合は、速やかに知事に協議し、その指示に従って、当該財産の取得又は当該施設等の設置に要した補助金相当額の全部又は一部を知事に納付しなければならないこと。ただし、公用、公共用又は天災地変その他やむを得ない事由のため、これにより難しい場合は、知事に協議することができること。
- (7) 補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業の終了の翌年度から起算して5年間備え、保管しておかななければならないこと。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産であって処分制限期間を経過しないものについては、当該財産の取得事業名、取得価格、補助金額、取得時期、処分制限期間及び処分状況その他財産管理に必要な事項を記載した別記第2号様式による財産管理台帳を備え、かつ、必要な関係書類を保管しておかななければならないこと。この場合において、財産管理台帳は、実績報告書に添付し、報告すること。
- (8) 実績報告を行うに当たって、各事業実施主体の補助金に係る消費税仕入控除税額があり、かつ、その総額が明らかな場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならないこと。
- (9) 実績報告の提出後に、消費税及び地方消費税の申告により各事業実施主体の当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合は、その金額（実績報告において前条第2項の規定により減額した事業実施主体にあつては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を速やかに知事に報告するとともに、当該補助金を県に返還しなければならないこと。
- (10) 補助事業の実施に当たっては、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められるものを事業実施主体としないこと、契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (11) 市町村が補助事業者である場合は、補助金の交付に当たって、事業実施主体に対して前各号に掲げる条件を付さなければならないこと。

（補助金の交付の決定）

第6条 知事は、第4条第1項の規定による申請が適当であると認めるときは、補助金の交付の決定をし、当該補助事業者に通知するものとする。ただし、当該申請をしたものが別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

（補助金の交付の決定の取消し）

第7条 知事は、補助事業者が別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（補助事業の変更）

第8条 補助事業者は、規則第5条第1項第1号又は第3号の規定により知事の承認を受けようとする場合は、別記第3号様式による補助金変更・中止（廃止）承認申請書を1部提出しなければならない。

2 規則第5条第1項第1号の規定による変更承認を必要とする場合は、次に掲げるいずれかの場合とする。

- (1) 別表第 1 に掲げる事業種目の新設又は廃止
- (2) 施行箇所の変更
- (3) 補助金額の増額又は 30 パーセント以上の減額

(遂行状況報告)

第 9 条 規則第 10 条第 1 項の規定による補助事業等の遂行状況の報告の様式は、別記第 4 号様式によるものとし、補助金の交付の決定に係る年度の各四半期（第 4・四半期を除く。）の末日現在において、事業遂行状況報告書を作成し、当該四半期の最終月の翌月 15 日までに 1 部を提出しなければならない。

(実績報告等)

第 10 条 規則第 11 条第 1 項の補助事業等実績報告の様式は、別記第 5 号様式によるものとし、補助事業の完了の日から起算して 30 日を経過した日又は当該年度の 3 月 31 日のいずれか早い日までに 1 部を提出しなければならない。

2 第 4 条第 2 項ただし書の規定により補助金の交付の申請をした補助事業者は、前項の補助事業等実績報告書の提出に当たって、同条第 2 項ただし書の規定に該当した各事業実施主体について当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 第 4 条第 2 項ただし書の規定により補助金の交付の申請をした補助事業者は、第 1 項の補助事業等実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により同条第 2 項ただし書の規定に該当した各事業実施主体について当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合は、その金額（前項の規定により減額した場合は、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記第 6 号様式により速やかに知事に報告するとともに、当該補助金を県に返還しなければならない。

(概算払の請求)

第 11 条 規則第 14 条ただし書の規定に基づく概算払の請求の様式は、別記第 7 号様式によるものとし、1 部を知事に提出しなければならない。

(繰越承認の申請)

第 12 条 補助事業者は、補助事業が年度内に完了し難いと認められ、補助事業を繰り越す必要がある場合は、別記第 8 号様式による繰越承認申請書を正副 2 部提出し、知事の承認を受けなければならない。

(工期の延期)

第 13 条 補助事業者は、やむを得ない理由により工期の延期が必要となった場合は、速やかに別記第 9 号様式による工期延期届 1 部を知事に提出しなければならない。

(グリーン購入)

第 14 条 補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

(情報の開示)

第 15 条 補助事業及び補助事業者等に関して、高知県情報公開条例（平成 2 年高知県条例第 1 号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第 6 条第 1 項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

(雑則)

第 16 条 この要綱に基づき知事に提出する書類は、所轄林業（振興）事務所長に提出しなければならない。

附則

この要綱は、平成 28 年 4 月 19 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 29 年 12 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 30 年 3 月 19 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 30 年 7 月 17 日から施行する。

附則

この要綱は、令和元年 6 月 20 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 2 年 3 月 25 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 2 年 5 月 20 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 2 年 7 月 16 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 4 年 7 月 15 日から施行する。ただし、令和 3 年度事業については、従前の例によるものとする。

附則

この要綱は、令和 5 年 4 月 12 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 5 年 8 月 24 日から施行する。